

温泉を浴用又は飲用に利用できるまで

温泉をゆう出させる目的で土地を掘削するとき

事前相談 (最寄りの保健所、又は道庁健康安全局に相談して下さい。)

温泉掘削許可申請 (申請手数料 134,400円)

北海道環境審議会温泉部会において審議
温泉法第4条第1項に適合
許可 (許可の有効期間:許可の日から起算して2年間)

工事開始 (工事を開始してから10日以内に「工事着手届」を提出)
工事を中止したときは10日以内に「工事中止届出書」、
工事を再開したときは10日以内に「工事再開届出書」を提出
工事完了 (工事を完了してから10日以内に「工事完了届」を提出)

自噴 自噴しない

温泉成分分析・可燃性天然ガス測定
温泉成分分析 温泉成分登録分析機関に分析委託
可燃性天然ガスの濃度測定 温泉成分登録分析機関
又は同等以上の能力を有する者に測定委託
(温泉法施行規則第6条の12)

温泉動力装置許可申請 (申請手数料 113,000円)

北海道環境審議会温泉部会
において審議
温泉法第11条に適合

許可 (許可の有効期間:許可の日から起算して2年間)

工事開始 (工事を開始する5日前までに「工事着手届」を提出)

温泉監視員が動力等を確認後、工事着手

工事完了 (工事を完了してから10日以内に「工事完了届」を提出)

基準値以下

基準値超過

温泉採取を業としようとする場合:施設等を可燃性天然ガスによる災害防止に関する技術上の基準に適合させること。(温泉法施行規則第6条の3)

可燃性天然ガス濃度確認申請 (申請手数料 8,700円)
温泉法第14条の5に適合

温泉採取許可申請 (申請手数料 40,000円)
温泉法第14条の2に適合

温泉の採取を業として行おうとする者
温泉の採取を反復継続して行おうとする者であり、個人利用の場合も該当します。

温泉の採取可能

公共の浴用又は飲用以外の利用可能

温泉利用許可申請 (申請手数料 34,800円)

温泉法第15条に適合
許可

温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者
入浴に限らず、病院等におけるリハビリでの入浴や足湯、手湯なども「浴用」に該当します。

温泉を公共の浴用又は飲用に利用可能

※申請手数料:R2.4.1現在

※申請手数料は、北海道収入証紙として許可等を受ける際に各申請書に貼付して下さい。

問い合わせ先:北海道室蘭保健所(北海道胆振総合振興局保健環境部保健行政室)生活衛生課 環境衛生係 TEL0143-24-9848